

〈支え合い〉を支える —ふるさとの会の居住・生活支援—



滝脇 憲
Takiwaki Ken

●NPO法人自立支援センターふるさとの会 常務理事

1. 「地域共生社会」への問い合わせ

「ニッポン一億総活躍プラン」は、地域共生社会の実現に向けて、具体的な施策を次のように打ち出している。

「地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行うNPOなどが中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。」

ここで二つの問い合わせられるだろう。第一に、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」とは何か。第二に、その体制づくりを支援する政策とは何か。

そもそも、このようなことが「具体的な施策」として掲げられるのは、「住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」が、自ずと生まれるものではないからだ。たしかに、「高齢者自身が主体的に地域住民の困りごとを解決する取組」はある。しかし、それでも「ゴミ屋敷」や「孤独死」が一向になくならない現実もある。

「地域力強化検討会中間とりまとめ」(以下「中間とりまとめ」)では、「ゴミ屋敷」を例に挙げて、次のように「支援」のあり方を示している。

「相談支援の専門員が、本人に寄り添い信頼関係を築く一方、地域住民が片づけに参加することにより、ごみ屋敷の住人と住民との間に緩やかな関係ができることで、再度孤立に陥ることなく生活することが可能になる。さらにその人が

『働ける』場所を地域の企業や商店街の中に見出すこともできる。そのことにより、本人も支える側にもなり、やがて地域の活性化に向けた担い手にもなる。また、企業や商店街も地域福祉の担い手となっている」(「中間とりまとめ」5頁)。

「住人と住民との間に緩やかな関係」をつくることが重要だと頭の中では理解できても、実際につくるのは難しい。まず「本人に寄り添い信頼関係を築く」ことが簡単ではない。そのうえ、どうしたら「地域住民が片づけに参加」するのか。いかにして、本人も支える側になったりするのか。「中間とりまとめ」によれば、「こうした取組は、『制度』の力ではなく、『人』の力である」。その通りだと思う。しかし「人」が「力」を持つようになる方法論やプロセスまでは、当然のことではあるが、書かれていない。

本稿ではこの問題について、NPO法人自立支援センターふるさとの会(以下「ふるさとの会」)の活動の中で、考えてきたことを述べていきたい。

2. なぜ生活支援が必要か

ふるさとの会は、東京都台東区、墨田区、新宿区等で、住まいと生活に困窮する方を対象に支援を行っている。事業所数は33か所、従業員数289名(うち常勤67名、非常勤222名)、年間事業規模は11億

2,300万円(平成27年度)である。支援対象者は1,133人(65歳以上が約6割)である。このうち772名は民間賃貸住宅に居住する利用者であり、残りの361名はふるさとの会が借り上げて提供する共同居住¹⁾の利用者である。利用者の大部分は病気や障害によって、心身の機能に何らかの障害を抱えている。単身、困窮、高齢要介護に加え、精神障害、認知症、がんなど「四重苦」を抱える人は76名いる。

ほとんどの人は家族の援助を受けられず孤立しがちである。施設に入っても「問題行動」を起こし退所を余儀なくされた方、病院に入院していて帰住先が無かった方、刑務所など刑事施設を出た方も多い。最近では認知症の高齢者、引きこもり、児童虐待の被害者などが増えており、この傾向は今後も続いていると考えられる。

このような利用者に対し、ふるさとの会は、安定した住まいを確保するための「居住支援」と、地域で安心して暮らし続けるための「生活支援」を事業の柱にしている。

それでも日々トラブルは起きる。生活支援の現場で問題となる行為には、暴力、過量服薬、自傷行為、110番通報、頻回電話、過食、排泄の失敗、意欲の低下、物盗られ妄想、不眠・せん妄、徘徊等がある。独居の場合は、騒音等の近隣トラブルや、居宅が「ゴミ屋敷」化してしまう

問題等がある。

3. 生活支援の内容

(1) 安心生活の確保に関するこ

生活支援は「基本的信頼関係」を構築することが基礎となる。「問題行動」があっても、それは本人の困り事の表現として、まずは相手の気持ちを受け止めるところから始まる。

他者から承認され、ここが自分の居場所だという感覚が得られるようになれば、その人の生活は安定していく。そのため職員は利用者の話をよく聞き、生育歴や家族関係、入所者相互の関係、医療・看護・介護等関係を把握し、利用者から信頼されるキーパーソンになるよう努める。そして、解決すべき課題や目的を共有しながら、「ケアプラン」を作成する。

共同居住においては、一般に家族が行っている生活介助も行う。具体的な行為としては、本人及び同居者の安全の確保、救急搬送、入院、通院への対応、投薬、医薬品の管理（サポート）、傾聴（頻回電話への対応等）、徘徊への同行、クレームへの対応、食事の管理、排せつのケア等がある。

また、安心生活の場の確保のために、職員は利用者同士の相互理解と共感をつくっていく。職員個人で支えるのではなく、同じ生活空間を共有している人たちがお互いに支え合う関係になることを目

指す。生活の中でトラブルが起きた時はミーティングを呼びかけ、《一人ひとりの課題を皆の課題に》していく。その人の見ている世界と一緒に見ることによって、心身の機能障害が生活障害にならないような生活支援は可能であると考えてきた。これは、「中間とりまとめ」を目指す方向性とも響き合っているだろう。

「ひとつひとつは『一人』の課題だが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで、他人事だった住民が『私たちがこんなことができるんだ』という気持ちに変わり、困難に直面している人がいても自分たちが『何かができるかもしれない』という意識が生じ得る。こうした小さな成功体験の積み重ねによる気づきと学びにより、一人の課題が地域づくりにつながっていく」（「中間とりまとめ」5頁）。

次節では、「トラブルミーティング」の事例を紹介する。

(2) 事例一見守りの互助をつくる

社会的入院などをしていた方を受け入れ、24時間体制で生活支援を行い、場合によっては在宅医療や訪問介護サービスのコーディネートも提供している自立援助ホームA荘のことである。洗濯機の使い方についてトラブルになった。それ以前から、「いつまでも洗濯を続ける人

がいて困っている」、「脱水をかけずに乾燥機にかけるひとがいて、音がうるさい」などの相談が職員に寄せられていた。

職員は相談を受けミーティングを行うつもりだったが、その前日、ホーム内で脱水と低血糖発作による救急搬送が続き、職員や他の利用者の間では健康面の不安が話題になっていた。そこで、搬送された人が無事帰館したタイミングを捉え、前倒しでミーティングを始めた。

Bさん「今日、俺、毛布を洗濯かけたんだけど脱水でうまくいかなくて。」

Cさん「ガンガン音出てましたよ、洗濯機。毛布だったんですね。」

Bさん「いや、悪かったね！俺だったんだよ、うまく使えなかつたんだ。」

Dさん「大物洗濯するときは言ってよ、俺手伝うから。」

職員「みなさんも、使い方に迷われている方がいらっしゃったら、お声掛けいただけますか？」

このように、前半は洗濯機の利用について、「うまく使えない」、「使い方がわからない」という苦しさが共有され、分からぬ人がいれば分かる人が手伝うという役割関係が生まれていった。ところがこの後、洗濯したこと忘れてしまうという物忘れのつらさが語られる（低血糖発作を起こしたEさんである）。

Eさん「洗濯物入れて、忘れちゃうことあるんだよ、俺もバカになっちゃっているから。」

Fさん「忘れちゃうんだよな、つらいんだよ。」

Gさん「でもあんましおんなじ事やるのはな。」

Fさん「気がついたらEさん起こせばいいんでしょ。」

こうして、洗濯物に気がついたら声をかけ合うという約束事（ルール）が生まれ、さらに後半は見守りの話に発展する。

Hさん「畳むのが必要ならば、僕がやるよ。デイサービスで鍛えられているから、得意なんだ。」

Eさん「ありがとう。最近フラーとするんだよ。自分でもおかしいと思っているんだけど。」

職員「Eさんは食前に血糖値を下げる薬を飲んでいますが、血糖は下がり過ぎるとフラーとする。だから歩き方などには注意ですね。」

Iさん「見守りが必要ですね。ぼくも食事の時に見ています。」

このようにして、洗濯機の利用のためのミーティングが、見守りのミーティングに転換した。声掛けなどの気遣いや少々の家事手伝いがあることで、生活を

維持できる利用者は多い。この事例を紹介したのは、洗濯機のトラブルを、地域で起きる問題に置き換えて読むことができるからである。ここで行われている生活支援は、トラブルを排除するのではなく、住民、隣人同士の見守り・互助づくりのきっかけにしていくノウハウに発展しうる。

(3) 地域の社会資源につなげること

「さらに、地域住民から見えてきた課題のうち、専門機関や包括的な支援が必要な場合には、身近な地域の中で留まらず、広域の適切な機関につなげていく仕組が求められる」(「中間とりまとめ」6頁)。

表1は、洗濯機ミーティングの参加者一覧である。このような利用者を支援するためには、地域のさまざまな社会資

源と連携する必要がある。共同居住には、訪問診療、訪問看護、ケアマネージャー、ヘルパーなど社会サービスの関係者、ケースワーカー、地域のボランティア、給食センターなど様々な立場の人々が日常的に出入りしている。このように地域の社会資源につなげ、地域包括ケアシステムの中で支える体制をつくることも、生活支援の役割である。

社会サービスを活用するために職員は導入の支援を行う。そして、利用者の立場にたって、一人ひとりに合ったサービスをコーディネートし、サービス提供者と情報共有や支援方針の統一を行っていく。

生活が変化する時（退院時や看取りの時など）やケアの方針に齟齬や混乱が生じた時などは、ケースワーカー、ケアマネ、医療機関など関係者に呼びかけ、カンファレンスを開催する。職員が本人の

生活全般を把握し基本的信頼関係を構築していると、関係機関との調整の中心的な役割を果たすことができる。

ところで、「中間とりまとめ」は、本人や世帯が抱える「困りごと」のみならず、強みや思いから必要な支援を考えいくことが必要であるとも述べている。

「生活していく上で生じ得る課題は介護、子育て、障害、病気等にとどまらず、住まい、就労を含む役割を持てる場の確保、教育、家計、そして孤立など、いわば『くらし』と『しごと』の全般にまで及ぶ。(中略) 本人や世帯の『くらし』と『しごと』を『丸ごと』支えていくこと、それを地域づくりとして行っていくことが、今後の福祉施策の中で重要である」(「中間とりまとめ」7頁。傍点は筆者)。

職員と利用者の協働作業やミーティングを通して支え合いができる。そのような「生活の互助」を土台に、地域の困っている人たちを支える互助－「地域の互助」へと展開するときに、「しごと」は一つの鍵となる。生活の互助というのは、トラブルミーティングの事例で見たように、EさんがふらついていないかIさんが見守るというような、顔の見える関係における役割である。それが地域の困っている人を支援しようという思いに発展する時には、特定の人を思うのでは

なく、一般に困っている人を支えるという意識へと転換している。その特定の役割が社会的な責務を伴う役割、つまり職業に発展すると、さらに支え手としての存在意義を実感できるようになっていく。

ふるさとの会では、雇用創出の観点から高齢者支援を捉え、支援を受ける人が支援をする側にまわって《生活支援労働》に従事することを「ケア付き就労」と呼んできた。2017年4月現在で108名の利用者が就労している。雇用関係になくても、地域の行事に参加し、地域清掃やお祭り、火の用心など、地域の中で役割を持ちながら暮らしている利用者もいる。ただし、これをもって面的に「地域の互助」がつくれると言えるほど、単純な話ではない。

4. 地域の互助づくりの課題

図1(次頁)では、以上の生活支援の内容を、ケアプラン、生活介助、生活の互助づくり、カンファレンス、地域の互助づくりの5項目に整理した。全体を有機的に結びつける本質は、「『支え合い』を支える」ことである。

洗濯機ミーティングが見守りミーティングに転換するには、日々の「土壤づくり」が必要であった。相手のつらさを理解したうえで、それを補い合う役割関係と互いを認め合う相互承認関係をつくる。のために、職員は日ごろから小さなミーティングをやっており、共感関係をつくってい

表1 ミーティング参加者（発言者を抽出）

氏名	年代	主病名・障害	主な生活介助
B	75	アルコール依存症、脳梗塞後遺症	傾聴（易怒性あり）
C	35	うつ病	
D	65	肺炎、足の痛み	
E	70	変形性両下肢障害、糖尿病	洗濯、見守り（血糖値の変化）、トイレ清掃、傾聴（クレーム対応）、救急搬送
F	70	前立腺癌	
G	65	心不全	
H	60	脳梗塞後遺症、アルコール依存症	不安への寄りそい、トイレの見守り、医薬品の管理（サポート）
I	40	感染症、低酸素脳症、身障1級	排せつのケア、不安への寄りそい、医薬品の管理（サポート）

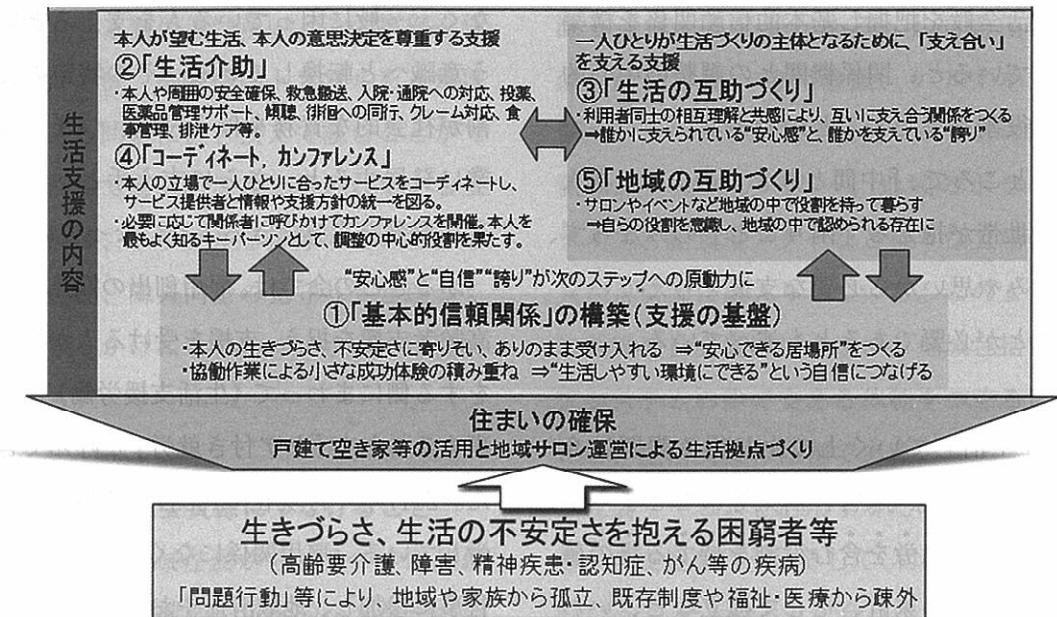


図1 ふるさとの会の居住支援と生活支援
生活と健康を守り、ごじょづくりを通じて自立を支援

る。まずは職員が気持ちを受け止める共感関係、利用者も加わっての共感互助、その繰り返しの努力があって、利用者同士、心が共振し、見守りの互助に発展したのだと考えられる。そしてここには「生活介助」が重要な媒介を果たしていた。

改めて表1（前々頁）を参照されたい。洗濯機がうまく使えないBさんは、アルコール依存症で脳梗塞後遺症もある。洗濯したことを忘れてしまうEさんは、血糖コントロールが難しく、ふらつきや感情失禁がある。「つらいんだよ」と共感したFさんは、癌を抱えている。洗濯物を置んでくれるHさんは、要介護4で車いすを使うようになった。「見守りが必要ですね」と発言したIさんは、全介助のため排せつ介助も頻繁である。

Iさんは別のミーティングでこんなことも言っていた。「支えてもらっているから、支え合わなきゃね」。記録を読むと、排せつ介助の場面がたびたび出てくるが、職員はそれをコミュニケーションの機会としていたことが分かる。生活支援は相談やコーディネートにとどまらず、「ケアする人」でもある。日々の積み重ねで基本的信頼関係を構築しているからこそ、「支えられている」安心と、「支えている」誇りが生まれる。

前節では、「住民、隣人同士の見守り・互助づくりのきっかけにしていくノウハウに発展しうる」と書いたが、住民同士の互助をつくるには、生活介助に相当する〈何か〉が不可欠と思われる。またA荘の「館長」のような〈キーパーソン〉を地域

の中ではどう考えるかという問題もある。

5. 社会的不動産事業

賃貸物件に住んでいる人の場合、キーパーソンになりうる主体の一つに〈大家〉が挙げられる。関連法人の株式会社ふるさと（以下「株ふるさと」）が行っている不動産賃貸管理・サブリース事業の中から、エピソードを紹介しよう。

今から4年前、都内S区で自宅2階をアパートとして経営してきたYさんからの相談があった。Yさんは80歳代の女性で、長年にわたり地域の方が集まって食事をするサロンを開いてきた。しかし、自身も健康面の不安を抱え、今後のアパート管理とサロンの運営について考えあぐねていたところ、テレビでふるさとの会が紹介されているのを見て、電話をかけてきたのである。

相談を受けた株ふるさとは、アパート管理とサロンの運営支援に向けて取組を始めた。サロンの運営では地域の関係者からなる運営委員会が設置され、毎週1回開催されるサロンには地域住民をはじめ医療・福祉関係者なども集い、地域に開かれた場、地域住民の生活を支える場として運営されている。

もうひとつの相談内容であるアパート管理については、「支援付きアパート」として活用することになった。これは、株ふるさとが家主のYさんと一般管理契

約もしくは物件借上げ（サブリース）契約を結び、高齢や疾病、連帯保証人や緊急連絡先がない等の理由により住まい確保が困難な方の入居を支援する取組である。

入居者は、毎週開催されるサロンに参加して地域住民と交流したり、困りごとを相談することができる。必要に応じて医療・福祉・介護等の専門職が関与できる仕組みが整っている。

近隣に目を向けると、サロンが開催されているYさんの自宅の近くには、玄関先にゴミが溜められているアパートがあった。（株ふるさとは、当該アパートの家主と相談のうえ、空室の仲介と管理委託を行うことになった。

ゴミの問題については、他の住人の協力を得ながら少しづつ解決に向けて進めている。先述した「生活介助に相当する〈何か〉」は、ここでは大家と住民同士の〈協働作業〉と言ってもいいかもしれない。

このように、株ふるさとは宅建不動産事業者として困りごとを抱える家主に寄りそい、管理業務の側面からも入居者支援に取り組んでいる。“地域の人のために”という家主の思いや不安に寄りそい、支えていくことが「社会的不動産事業」のコンセプトである。私たちはこれを「家主も担う地域包括ケアシステム」と呼んでいる。

6. 「孤立せず」から「最期まで」へ

とはいえ(株)ふるさとが管理しているアパートには、他にも80代で部屋の掃除ができない人がいる。高齢の精神障害者や要介護3以上の人なども居住している。家族の援助を受けられない高齢者をアパートで看取るということは、なかなか難しい。ふるさとの会では772名の一人暮らしを支援している。昨年、最も多い年齢層が70代になった。利用者が孤独死してしまったこともある。独居の人の互助づくりには難しさを感じてきた。

施設入所を検討するようなケースでも、特養にはまず入れない。サ高住や有料ホームは、費用面で都外しかほとんど選択肢がない。認知症の方については、制度的にはグループホームが考えられるが、やはり都心部では生活保護基準ではほとんど入れない。

A荘のような共同居住は、これらの問題に対して住宅セーフティネットの一つとして機能している。しかし、生活介助が必要な方々が、5年、10年と在宅生活を継続していくとどうなるか。高齢や疾病によりADL (activities of daily living、日常生活動作) が低下していき、生活介助の絶対量が増していく。もちろんホームヘルプや在宅医療など、利用できるサービスは最大限利用する。それでもサービスだけでは賄えない部分が増えていく。

制度外の生活支援は必要に応じて職員を配置できるわけではない³⁾ので、現場は非常に大きな困難を抱えている。

さらに医療的ケアの体制の問題もある。共同居住の利用者は大部分が病を抱えた老いの時期を迎えている。末期がんの痛み、免疫力の低下、嚥下障害などは随時の医療的ケアが必要になる場合があり、生活支援では対応できない部分がある。

他県遠方の施設に転居すると、それまで培ってきた人間関係は断ち切られる。80歳を過ぎた高齢者に、そのような援助方針を提案されることもある。この年齢の人が、新しい土地で、新しい人間関係をつくることがどれほど大変なことか。

ふるさとの会は、「認知症になっても、がんになっても、障害があっても、家族やお金がなくても、地域で孤立せず、最期まで暮らせるように」を目標にしてきた。しかし「地域で孤立せず」と「最期まで」の間には大きなギャップがある。生活支援は孤立を緩和し、互助をつくる。しかし互助の中で「最期まで」地域で暮らすためには、生活介助と医療的ケアの問題がネックになっている。要介護の単身困窮高齢者が医療的リスクを抱えた時の問題は、まだ答えが出ていない。これも重大な「地域課題」ではないだろうか。

7. 必要な支援

生活支援は〈支え合い〉を支える。こ

の「関係性の支援」を通して、できることなら看取りまでお付き合いしたいと思い、これまで9名の方を共同居住で看取ってきた。共同居住の利用者は、全介助の人から就労している人まで雑多である。食事を戻したり、便失禁したりすればトラブルにもなる。職員はミーティングを呼びかけ、互助をつくる。この〈キーパーソン〉の仕事に対価が付き生活支援を拡充できれば、より多くの人が認知症になつても馴染みの地域で最期まで暮らせるようになる。

独居の利用者を支援する体制については、さらに展望が難しい。(株)ふるさとでは、496名の家賃債務保証を行っているが、高齢化に伴って事故率が増加し、保証事業の継続が困難になっている。生活支援はNPOの地域生活支援事業で行っているが、月千円の会費による「共同リビング」(写真)でできることには限界



【地域の相談・訪問拠点】

- ・居場所づくり（共同リビング）
- ・仲間づくり（イベント、クラブ活動、共済会）
- ・訪問による安否確認、相談支援（住宅相談、健康相談、就労相談等）、生活支援（介護保険の対象外）
- ・介護や医療など福祉サービスのコーディネート

がある。この問題を社会的不動産事業で打開しようと試みているが、(株)ふるさとが管理運営する連帯保証人不要で入居可能な「支援付きアパート」や戸建てを活用した「互助ハウス」への転換は、サブリース契約が前提であり、入居者確保の見込みがなければ空室リスクを抱え込む。空室リスクを解消するには、ニーズを把握する自治体や関係機関との連携が鍵となる。今年4月に公布された新たな住宅セーフティネット制度における「居住支援法人」もその一つだろう⁴⁾。

社会的不動産事業は、家主や不動産事業者らが事業の主体となると同時に、コミュニティ再生の主体も担う可能性を模索している。家主などが安心して空き家を提供するためには、生活支援への信頼、つまり質を確保するための認定や職員研修など、公的なオーソライズが重要な要素が多く、この点は行政と民間と一緒に



写真 地域生活支援センター（共同リビング）

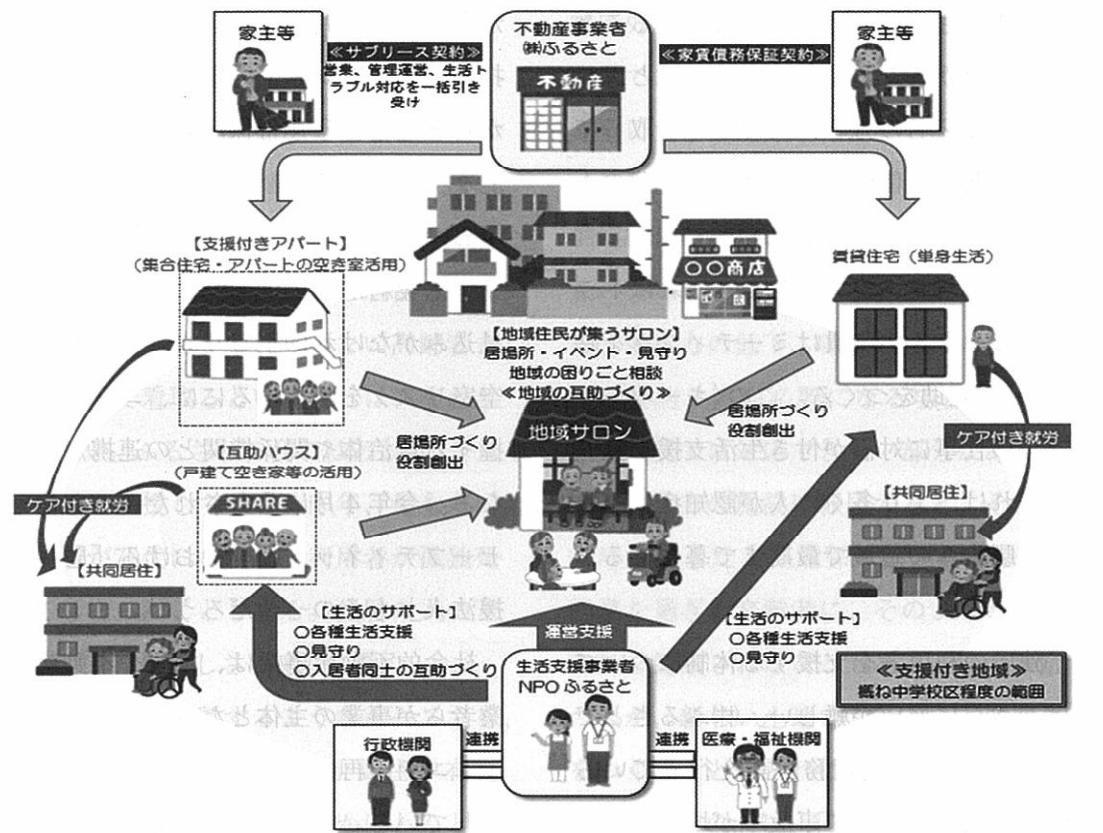


図3 ふるさとの会が提案する「支援付き地域」

知恵を出しあうべき大切な課題である⁵⁾。

インフォーマルなサポートが地域で展開することで居住系の社会資源を生み出しながら、認知症の人を包み込む共同性や、雇用の場を含めた「居場所」が様々な場で実現する。「支援付き地域」(図3)を促進するような支援策を期待したい。

注)

1) ふるさとの会では、「ケア付き宿泊所」を中心とした無料低額宿泊所、「自立援助ホーム」、「就労支援ホーム」、「都市型軽費老人ホーム」を総称して「共同居住」と呼んでいる。なお、「自立援助ホーム」「就労支援ホーム」は、法的根拠のある

制度名称ではなく、ふるさとの会の活動を通じて呼称しているものである。なお、『東京都生活保護運用事例集2006』において、「自立援助ホーム」は「社会的入院患者等が社会復帰の訓練等を行うための民間の施設」、「就労支援ホーム」は「社会的自立が可能な程度の者に対して就労支援等を行う民間の施設」と定義された。

- 3) この問題について、「生活保護受給者の宿泊施設及び生活支援の在り方に関する意見交換会（議論の整理）概要版」（2017年5月11日）では、「現在、無料低額宿泊所等において、生活保護受給者に生活支援サービスを提供している場合、その費用は生活扶助及び住宅扶助が充当されているが、生活支援の提供にかかるコストに対応した支出の仕組みを検討することが必要。」と書かれている。（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000164650.html>）

stf/shingi2/0000164650.html)

- 4) ただし、居住支援法人が行う業務の一つである「生活支援」もまた、必要なコストが十分に担保されているとはいえない。
5) この課題について、関連法人である「NPO 法人すまい・まちづくり支援機構」は、2016年度より東京都の地域居住支援モデル事業を受託し、支援付き住宅の仕組研究・人材育成事業を行っている。（<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/sodan/moderu.files/modelhoukokusyo.pdf>）

滝脇 憲 (たきわき・けん)

1972年生まれ。2002年、特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会入職。精神保健福祉士。現在同会常務理事、東京外国语大学国際社会学部非常勤講師（社会学）。また、特定非営利活動法人すまい・まちづくり支援機構理事を務め、生活困窮者の居住支援・生活支援に係る仕組みの研究や人材育成事業等に携わる。